1　登録番号　第20807号
2　登録年月日　平成23年5月24日
3　農林水産植物の種類
Eustoma grandiflorum (Raf.) Shinners
4　登録品種の名称　こまちホワイトドレス
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
秋田県
秋田県秋田市山王4丁目1番1号

1　登録番号　第20815号
2　登録年月日　平成23年5月24日
3　農林水産植物の種類
Hypsizygus marmoreus (Peck) Bigelow
4　登録品種の名称　長野農工研B－2号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
一般社団法人長野県農村工業研究所
長野県須坂市大字須坂787番地1

○農林水産省告示第二千百四十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十九年五月三十日に消滅したものとみなされる。

平成二十九年十二月二十六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

1　登録番号　第23436号
2　登録年月日　平成26年5月27日
3　農林水産植物の種類
Bidens L.
4　登録品種の名称　コイゴコロ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
大下秀幸
岐阜県高山市下林町1855番地

○農林水産省告示第二千百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月二十六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北海道虻田郡ニセコ町・喜茂別町・京極町・留寿都村（以上三町一村について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
ニセコ町・喜茂別町・京極町・留寿都村（以上三町一村について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月二十六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道虻田郡喜茂別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、喜茂別町・京極町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道虻田郡留寿都村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、留寿都村（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道留萌郡小平町・中川郡豊頃町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道二海郡八雲町・夕張郡栗山町・中川郡本別町（以上三町国有林。次の図に示す部分に限る。）、留萌市・北見市・栗山町・本別町・留萌郡小平町・河東郡鹿追町・上川郡新得町・清水町（以上二市六町について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
八雲町・栗山町・本別町（以上三町国有林。次の図に示す部分に限る。）、留萌市・北見市・栗山町・本別町・小平町・鹿追町・新得町・清水町（以上二市六町について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道留萌郡小平町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、留萌市・北見市・小平町・夕張郡栗山町・上川郡清水町（以上二市三町について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
小平町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、小平町（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐は、択伐による。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
四　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道紋別郡雄武町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　干害の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。